

あすなろ園柏台デイサービスセンター「空の家」 重要事項説明書

当センターはご利用者に対して指定通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目 次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 緊急時の対応について
6. 事故発生時の対応について
7. 苦情の受付について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 松園福祉会
- (2) 法人所在地 岡山県倉敷市玉島勇崎 1044
- (3) 電話番号 086-528-3110
- (4) 代表者氏名 理事長 中 塚 周 一
- (5) 設立年月 平成2年11月27日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所及び指定第1号所事業所
- (2) 事業所の目的 指定通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業
(介護予防通所介護相当サービス) (以下「サービス」という。)は、介護保険法に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 あすなろ園柏台デイサービスセンター「空の家」
- (4) 事業所の所在地 岡山県倉敷市玉島柏台5丁目1-1
- (5) 電話番号 086-523-1136
- (6) 管理者名 植田 文華
- (7) 当事業所の運営方針 当センターでは、ご家庭にこもりがちな高齢者を介護支援車で送迎します。入浴や食事、レクリエーション等を通して非日常的な楽しみが得られ、さらに自立支援の助長、心身機能の向上を図ります。週1回の利用から希望により2~3回利用できるよう便宜を図ります。そして、利用者が「来て良かった」としあわせ感が得られるような充実した1日になるように努めます。
- (8) 開設年月 平成20年4月1日
- (9) 通常の事業の実施地域 倉敷市 玉島地区 浅口市金光町
- (10) 営業日及び営業時間 毎週月、火、水、木、金、日曜日 (12/31~1/3を除く) 8:30から17:30
- (11) 利用定員 25人まで

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービス又は介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	常勤	非常勤	職 種	常勤	非常勤
管理職（兼務）	1名		生活相談員（兼務）	1名以上	
看護職員（兼務）	1名	1名	機能訓練指導員（兼務）	1名	1名
介護職員	3名以上				

＊原則として管理者 兼 生活相談員 1 名、介護職員 3 名以上、看護職員 兼 機能訓練指導員 1 名が勤務

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、食費を除き 9 割又は 8 割、7 割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりあるいは座位しか保てない方でも機械浴槽を利用して入浴することができます。

②排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

③機能訓練

- ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

＜サービス利用料金については、別紙料金表をご覧ください。＞

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事（実費 600 円）を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にてとっていただくことを原則としています。

②通常のサービス提供実施地域を越えての送迎が必要な場合は実費を次のように定めます。

7km～8km圏内…片道 5 0 円 8km～9km圏内…片道 6 0 円

9km以上の場合は、上記より 1km 増える毎に 1 0 円を加算させていただきます。

③クラブ活動（材料費）

手芸、民謡、茶道等のクラブ活動で材料が必要な場合、材料費実費分をいただきます。

（個別の希望の場合）

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

- ・おむつの場合

原則として、おむつは持参いただき、緊急やむを得ない場合のみ、別紙料金表の代金でご利用いただきます。

す。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金・費用は、月末締めにてお支払ください。

(4) 利用の中止、変更(契約書第9条参照)

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出して下さい。

○サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

5. 緊急時の対応について

通所介護提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急の事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じることとします。

従業者は、緊急時に備え日常から利用者の状態の把握と緊急時の対応方法などの学習及び講習を行うものとします。

6. 事故発生時の対応について

- ・事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置をとる。
- ・事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。
- ・事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、職員会議等で周知徹底する等再発防止策を講じる。

○利用者等から事業所への連絡先は次の通りとします。

あすなろ園柏台デイサービスセンター「空の家」 倉敷市玉島柏台5丁目1-1 電話 086-523-1136

7. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受け付け窓口（担当者）

あすなろ園柏台デイサービスセンター「空の家」 管理者 植田 文華

○受付日時

毎週月、火、水、木、金、日曜日（12/31～1/3を除く） 午前9:00～午後5:00

又、苦情受け付けボックスを玄関に設置しています。

○苦情受付の概要

（苦情の受付）

- 1, 苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けるものとする。
- 2, 苦情受付担当者は、苦情の受付に際し、次の事項を受付書に記録し、その内容について苦情申出人に確認する。
 - (1) 苦情の内容
 - (2) 苦情申出人の希望等
 - (3) 第三者委員への報告の要否
 - (4) 苦情申出人と苦情解決責任者（植田）の話し合いへの第三者委員の助言、立ち合いの要否

（苦情の報告・確認）

- 1, 苦情受付担当者は、受け付けた苦情は全て苦情解決責任者に報告する。但し、苦情申出人が第三者委員への報告の意志表示をした場合は、第三者委員にも報告する。
- 2, 投書など匿名の苦情についても報告するとともに必要な対応を行う。

（苦情解決の話し合い）

- 1, 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図るものとする。
- 2, 苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めて話し合いを行うことが出来る。

（苦情解決の記録・報告）

苦情解決の記録、報告は次により行う。

- (1) 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録する。
- (2) 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果を第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。
- (3) 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後、結果報告書により報告する。

苦情解決責任者は、個人情報に関するものを除き、解決結果を事業報告書等において公表する。

倉敷市役所・介護保険担当課	倉敷市西中新田 640 TEL 086-426-3343	倉敷市役所 (土、日、祝、及び12/29～1/3を除く)	8:30～17:15
岡山県国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町 17 番 5 号 TEL 086-223-8811	岡山県国保会館 (土、日、祝、及び12/29～1/3を除く)	8:30～17:00
岡山県運営適正化委員会	岡山市北区南方 2-13-1 TEL 086-226-9400	きらめきプラザ (土、日、祝、及び12/29～1/3を除く)	8:30～17:15
浅口市役所金光総合支所 健康福祉課	浅口市金光町 751 TEL 086-542-7302		8:30～17:15 (土、日、祝、及び12/29～1/3を除く)

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。